

国民保護に関する宮代町計画 新旧対照表

項数	新（令和7年度）	旧（平成22年度）	変更理由
1	<p>第1編 総則 第1章 計画策定の目的 <u>最近の危機は自然災害に限られたものではなく、本県は首都東京に隣接していることから、武力攻撃や大規模テロ等が発生する危険性は高いと考えられる。</u> (略)</p> <p>第2章 計画策定の背景・経緯 第2次世界大戦から<u>80年以上</u>経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。 (略) 国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、<u>我が国への脅威</u>を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。 そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「<u>事態対処法</u>」という。<u>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。</u>）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画策定の目的 _____</p> <p>第2章 計画策定の背景・経緯 第2次世界大戦から<u>65年</u>を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。 (略) 国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、<u>戦争</u> _____を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。 そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「<u>武力攻撃事態対処法</u>」という。 _____）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正</li> <li>・県計画との整合</li> <li>・平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更</li> </ul>
2	<p>第3章 計画策定に当たっての基本的考え方 (略) ○ <u>要配慮者</u>の保護 高齢者、障がい者、乳幼児等の <u>要配慮者</u>の積極的な避難・救援対策を実施する。 (略) ○ <u>基本的人権の尊重</u> _____</p>	<p>第3章 計画策定に当たっての基本的考え方 (略) ○ <u>武力攻撃災害時要援護者</u>の保護 高齢者、障がい者、乳幼児等の <u>武力攻撃災害時要援護者</u>の積極的な避難・救援対策を実施する。 (略) ○ <u>基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画との整合</li> </ul>

<p>3</p>	<p>(略)</p> <p><u>○ 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障</u>  <u>指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するにあつては、その実施方法等については、県及び町から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。</u>  <u>また、県及び町は、都道府県が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等の日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するものとする。</u>  <u>さらに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</u></p> <p><u>○ 外国人への国民保護措置の適用</u>  <u>町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u></p> <p>第4章 宮代町の概況  第1節 地理的特性  本町は、関東平野の中央部付近、埼玉県の一部に位置した、東西2km、南北8kmの北西から南東に細長い形をした町で、東部は杉戸町、南部は春日部市、西部は白岡市、北部は久喜市に各々接しており、町の区域の殆どは都心から40km圏内にある。  また、町の北から東、そして南へと大落古利根川が流れ、南埼玉郡と北葛飾郡の境をなしている。  地形的には、大宮台地の東北部にあたり、標高8～11mほどの台地とその周囲に広がる標高6～7mの低地から構成され、台地的には、県内で最も低い位置にある。一方、大落古利根川の右岸に位置する地域には、自然堤防が発達している。</p>	<p>(略)</p> <p>新規</p> <p>第4章 宮代町の概況  第1節 地理的特性  本町は、関東平野の中央部付近、埼玉県の一部に位置した、東西2km、南北8kmの北西から南東に細長い形をした町で、東部は杉戸町、南部は春日部市、西部は白岡町、北部は久喜市に各々接しており、町の区域の殆どは都心から40km圏内にある。  また、町の北から東、そして南へと古利根川が流れ、南埼玉郡と北葛飾郡の境をなしている。  地形的には、大宮台地の東北部にあたり、標高8～11mほどの台地とその周囲に広がる標高6～7mの低地から構成され、台地的には、県内で最も低い位置にある。一方、古利根川の右岸に位置する地域には、自然堤防が発達している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都道府県国民保護モデル計画」(消防庁)との整合。東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明確化</li> <li>・市施行に伴う変更</li> <li>・表現の変更</li> </ul>
<p>4</p>	<p>第2節 社会的特性</p> <p><u>本町は、東京から40km圏に位置し、田園環境に恵まれた住空間の良好なまちとして確立されており、また、東武伊勢崎線の特急電車で、都内へ約30分程度で行ける場所でもあることから都心への通勤通学に便利なベッドタウンとしても機能しているところである。</u></p> <p>(略)</p> <p>一方、観光面において年間120万人の入場者数を誇る東武動物公園が町中央部に位置している。</p> <p>したがって、これらの鉄道や道路施設、そして<u>大規模集客施設</u>等において武力攻撃災害が発生した場合には、甚大な被害の発生が懸念されるため、住民の避難措置、災害への対処措置について特に配慮する必要がある。</p>	<p>第2節 社会的特性</p> <p><u>当町は、東京から40km圏に位置し、田園環境に恵まれた住空間の良好なまちとして確立されており、また、東武伊勢崎線の特急電車で、都内へ約30分程度で行ける場所でもあることから都心への通勤通学に便利なベッドタウンとしても機能しているところである。</u></p> <p>(略)</p> <p>一方、観光面において年間130万人の入場者数を誇る東武動物公園が町中央部に位置している。</p> <p>したがって、これらの鉄道や道路施設、そして<u>観光施設</u>等において武力攻撃災害が発生した場合には、甚大な被害の発生が懸念されるため、住民の避難措置、災害への対処措置について特に配慮する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時点修正</li> <li>・表現の変更</li> </ul>

4	<p>第5章 国民保護の実施体制 (略)</p> <p>この基本方針に基づき、埼玉県が策定した「<u>国民保護に関する埼玉県計画</u>」に基づき、町は「<u>国民保護に関する宮代町計画</u>」を策定する。 (略)</p>	<p>第5章 国民保護の実施体制 (略)</p> <p>この基本方針に基づき、埼玉県が策定した「<u>国民の保護に関する</u> 計画」に基づき、町は「<u>国民の保護に関する計画</u>」を策定する。 (略)</p>	<p>・県計画との整合</p>
5	<p>第1節 町の責務 (略)</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>1 国の責務 (略)</p> <p>(2) 国が実施する主な措置</p> <p>⑥ 放射性物質等を用いた攻撃 (NBC<u>攻撃</u>) により生ずる汚染の拡大を防止するための措置 (略)</p>	<p>第1節 町の責務 (略)</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>1 国の責務 (略)</p> <p>(2) 国が実施する主な措置</p> <p>⑥ 放射性物質等を用いた攻撃 (NBC<u>災害</u>) により生ずる汚染の拡大を防止するための措置 (略)</p>	<p>・県計画との整合</p>
7	<p><b>新規</b></p>	<p><b>新規</b></p>	<p>・県計画との整合</p>



	<p><u>指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、町は防災行政無線の整備に努めることとし、県に準じて通知体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、町は全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急ネットワークシステム（Em-Net）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>第2節 被災情報の収集、報告に必要な準備</u>  <u>町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</u>  <u>町は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び情報の責任者をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>(2) 町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。</u></p>		
15	<p>第2章 迅速な初動体制の確保  (略)</p> <p>第2節 職員配備計画の作成  町国民保護対策本部及び町緊急対処事態対策本部（以下「町国民保護対策本部等」という。）の副本部長、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、本部長（町長）に報告する。</p> <p><u>削除</u></p> <p>第3節 職員の指定と伝達手段の整備  (略)</p> <p>第4節 交代要員等の確保</p>	<p>第1章 迅速な初動体制の確保  (略)</p> <p>第2節 職員配備計画の作成  町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「町国民保護対策本部等」という。）の副本部長、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、本部長（町長）に報告する。</p> <p><u>第3節 情報伝達体制の構築</u>  <u>住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。</u></p> <p><u>しかし、すべての通信手段が途絶えるような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、町は、防災行政無線の整備に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p>第4節 職員の指定と伝達手段の整備  (略)</p> <p>第5節 交代要員等の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章、節の変更</li> <li>・表現の変更</li> <li>・県計画との整合</li> </ul>

<p>1 6</p>	<p>第3章 警報の住民への周知</p> <p><u>(1) 町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 町は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自主防災組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u></p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第1節 避難の指示の伝達</p> <p><u>町長は、知事から避難経路、交通手段等を明示した避難の指示があった場合、直ちに避難実施要領を定め、職員（消防を含む）を指揮して避難住民を誘導する。また、避難住民を誘導するため必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。</u></p> <p><u>このため、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。</u></p> <p>第2節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項</p> <p>(略)</p> <p>また、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な<u>要配慮者</u>の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 警報の住民への周知</p> <p><u>(1) 町は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、公共施設への掲示等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u></p> <p><u>また、公用車への広報装置（スピーカー）の設置に努め、きめ細かな広報を実施する。</u></p> <p><u>(2) 町は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p><u>(3) 町は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</u></p> <p><u>(4) 高層マンションや大規模団地の住民への周知を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定める。</u></p> <p>第3章 避難の指示</p> <p>新規</p> <p>第1節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項</p> <p>(略)</p> <p>また、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な<u>武力攻撃災害時要援護者</u>の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章の変更</li> <li>・県計画との整合</li> <li>・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</li> <li>・第1節の追加による節の変更</li> </ul>
<p>1 7</p>	<p>2 武力攻撃時他の類型に応じたモデル避難実施要領の作成</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難</p> <p>(略)</p> <p>③ 避難住民の誘導にあつては、避難誘導、移動中における食料等の配給、<u>要配慮者</u>等の避難の援助について、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p> <p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 武力攻撃時他の類型に応じたモデル避難実施要領の作成</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難</p> <p>(略)</p> <p>③ 避難住民の誘導にあつては、避難誘導、移動中における食料等の配給、<u>武力攻撃災害時要援護者</u>等の避難の援助について、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p> <p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p><u>通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用したミサイル攻撃から避難の4パターンについて作成するものとする。避難実施要領に盛り込む内容は、以下のとおりとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節の追加による節変更</li> <li>・表現の変更</li> </ul>

	<p>① 着弾前</p> <p>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。</p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <p>(ア) 直ちに<u>堅ろう</u>な建物や地下に逃げ込むこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。</p> <p>(略)</p> <p>イ 屋内にいる場合</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリートなど<u>堅ろう</u>な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より<u>堅ろう</u>な建物や地下に避難する。</p> <p>(略)</p>	<p>① 弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合</p> <p>新規</p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <p>(ア) 直ちに<u>堅牢</u>な建物や地下に逃げ込むこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。</p> <p>(略)</p> <p>イ 屋内にいる場合</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリートなど<u>堅牢</u>な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より<u>堅牢</u>な建物や地下に避難する。</p> <p>(略)</p>	
18	<p>・ <u>車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。</u></p> <p>(略)</p> <p>② 着弾後</p> <p>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出るとは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。</p> <p>ア 核兵器の場合</p> <p>核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難するのが望ましいが、町内に地下施設は、極めて少ないため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>(ア) 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに<u>屋外</u>に脱出しない。</li> <li>安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。</li> </ul> <p>(イ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。</li> <li>内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。</li> </ul>	<p>・ <u>車を置いて避難する場合には、キーをつけたままロックせずに放置する。</u></p> <p>(略)</p> <p>② NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合</p> <p>新規</p> <p>ア 核兵器の場合</p> <p>(ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難するのが望ましいが、町内に地下施設は、極めて少ないため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>(イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに<u>地上</u>に脱出しない。</li> <li>安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。</li> </ul> <p>(ウ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。</li> <li>内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取をさける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。</li> </ul>	<p>・ 県計画との整合</p>

	(ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。	(エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。																																													
19	<p>(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難</p> <p>① 攻撃開始前 (略)</p> <p>② 攻撃開始後 (略)</p> <p>(4) 航空攻撃からの避難</p> <p>① 兆候を事前に察知できる場合</p> <p><u>時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。</u></p> <p><u>また、</u>着上陸侵攻と同様に大規模な攻撃が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性性がある。このため、町は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。</p>	<p>(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 航空攻撃からの避難</p> <p>① 兆候を事前に察知できる場合</p> <p><u>着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性性がある。このため、町は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。</u></p>	・県計画との整合																																												
20	<p>&lt;武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">着上陸侵攻からの避難</th> <th rowspan="2">ゲリラや特殊部隊等からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</td> <td>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核や鉄道など、重要施設が標的となる可能性が高い。</td> <td>・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</td> <td>・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核や鉄道など、重要施設が標的となる可能性が高い。	・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	<p>&lt;武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型項目</th> <th rowspan="2">着上陸侵攻からの避難</th> <th rowspan="2">ゲリラや特殊部隊等からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</td> <td>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核や鉄道など、重要施設が標的となる可能性が高い。</td> <td>・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・<u>ゲリラの活動区域を特定し、避難の指示を行う。</u> ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</td> <td>・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</td> </tr> </tbody> </table>	型項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核や鉄道など、重要施設が標的となる可能性が高い。	・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・ <u>ゲリラの活動区域を特定し、避難の指示を行う。</u> ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	・県計画との整合
項目	着上陸侵攻からの避難				ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難																																									
		兆候がある場合	兆候がない場合																																												
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核や鉄道など、重要施設が標的となる可能性が高い。	・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。																																											
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。																																											
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。																																											
型項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難																																												
			兆候がある場合	兆候がない場合																																											
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核や鉄道など、重要施設が標的となる可能性が高い。	・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。																																											
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。																																											
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・ <u>ゲリラの活動区域を特定し、避難の指示を行う。</u> ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。																																											

2 1	<p>第3節 避難人数の把握 (略)</p> <p>2 <u>要配慮者</u>の把握 (略)</p> <p>(2) 在宅の<u>要配慮者</u>について 町は、在宅の<u>要配慮者</u>の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p>	<p>第2節 避難人数の把握 (略)</p> <p>2 <u>武力攻撃災害時要援護者</u>の把握 (略)</p> <p>(2) 在宅の<u>武力攻撃災害時要援護者</u>について 町は、在宅の<u>武力攻撃災害時要援護者</u>の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節の追加による節変更</li> <li>・表現の変更</li> </ul>
2 1	<p>第4節 避難の指示の周知</p> <p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1) 住民への周知方法</p> <p><u>① 町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>② 町は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自主防災組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者</u>への周知方法 (略)</p> <p>② 在宅の<u>要配慮者</u>への周知方法 町は、在宅の<u>要配慮者</u>に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p>	<p>第3節 避難の指示の周知</p> <p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1) 住民への周知方法</p> <p><u>① 町は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会を経由した伝達、公共施設への掲示等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。また、公用車への広報装置(スピーカー)の設置に努め、きめ細かな広報を実施する。</u></p> <p><u>② 町は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に避難の指示が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p><u>③ 町は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</u></p> <p><u>④ 高層マンションや大規模団地の住民への周知を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定める。</u></p> <p>(2) <u>武力攻撃災害時要援護者</u>への周知方法 (略)</p> <p>② 在宅の<u>武力攻撃災害時要援護者</u>への周知方法 町は、在宅の<u>武力攻撃災害時要援護者</u>に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節の追加による節変更</li> <li>・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</li> <li>・表現の変更</li> </ul>
2 2	<p>(4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 町は、住民に対し避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報伝達の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。</u></p> <p>第5節 <u>避難のための交通手段の確保</u></p> <p>1 交通手段選択の基本方針 (略)</p> <p>なお、<u>要配慮者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、町の公用車等を使用できるものとする。 (略)</p>	<p>(4) <u>情報通信機器の活用</u> 町は、住民に対し避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める。</u></p> <p>第4節 <u>避難交通手段の決定</u></p> <p>1 交通手段選択の基本方針 (略)</p> <p>なお、<u>武力攻撃災害時要援護者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、町の公用車等を使用できるものとする。 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</li> <li>・第1節の追加による節変更</li> <li>・県計画との整合</li> <li>・表現の変更</li> </ul>

23	<p>(4) 町が保有する車両 (略) なお、使用できる車両は、<u>要配慮者</u>の運送手段に優先的に利用する。</p> <p>(5) <u>要配慮者</u>への配慮 (略)</p> <p>第6節 <u>避難候補路</u>の選定 (略) ア 第2編第4章第8節に規定する避難施設 (略)</p> <p>第7節 <u>避難住民</u>の運送順序の決定</p>	<p>(4) 町が保有する車両 (略) なお、使用できる車両は、<u>武力攻撃災害時要援護者</u>の運送手段に優先的に利用する。</p> <p>(5) <u>武力攻撃災害時要援護者</u>への配慮 (略)</p> <p>第5節 <u>避難路</u>の選定 (略) ア 第2編第3章第7節に規定する避難施設 (略)</p> <p>第6節 _____運送順序の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の変更</li> <li>・第1節の追加による節変更</li> <li>・章の変更</li> <li>・県計画との整合</li> </ul>
24	<p>第8節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>1 避難施設の指定への協力</p> <p><u>県は、避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、町は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力するものとする。</u></p> <p><u>また、多数の避難住民の受け入れにあたっては、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民受け入れの協力関係を構築するよう努める。</u></p> <p><b>【避難施設の指定要件】</b></p> <p><u>(1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</u></p> <p><u>(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</u></p> <p><u>(3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p><u>(4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p><u>(5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</u></p> <p><u>(6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。なお、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、町を経由するものとする。</u></p>	<p>第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>1 避難施設の指定への協力</p> <p><u>町は、県の避難施設の指定に協力するとともに、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時（注）には、町を経由するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>新規</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節の追加による節変更</li> <li>・県計画との整合</li> </ul>

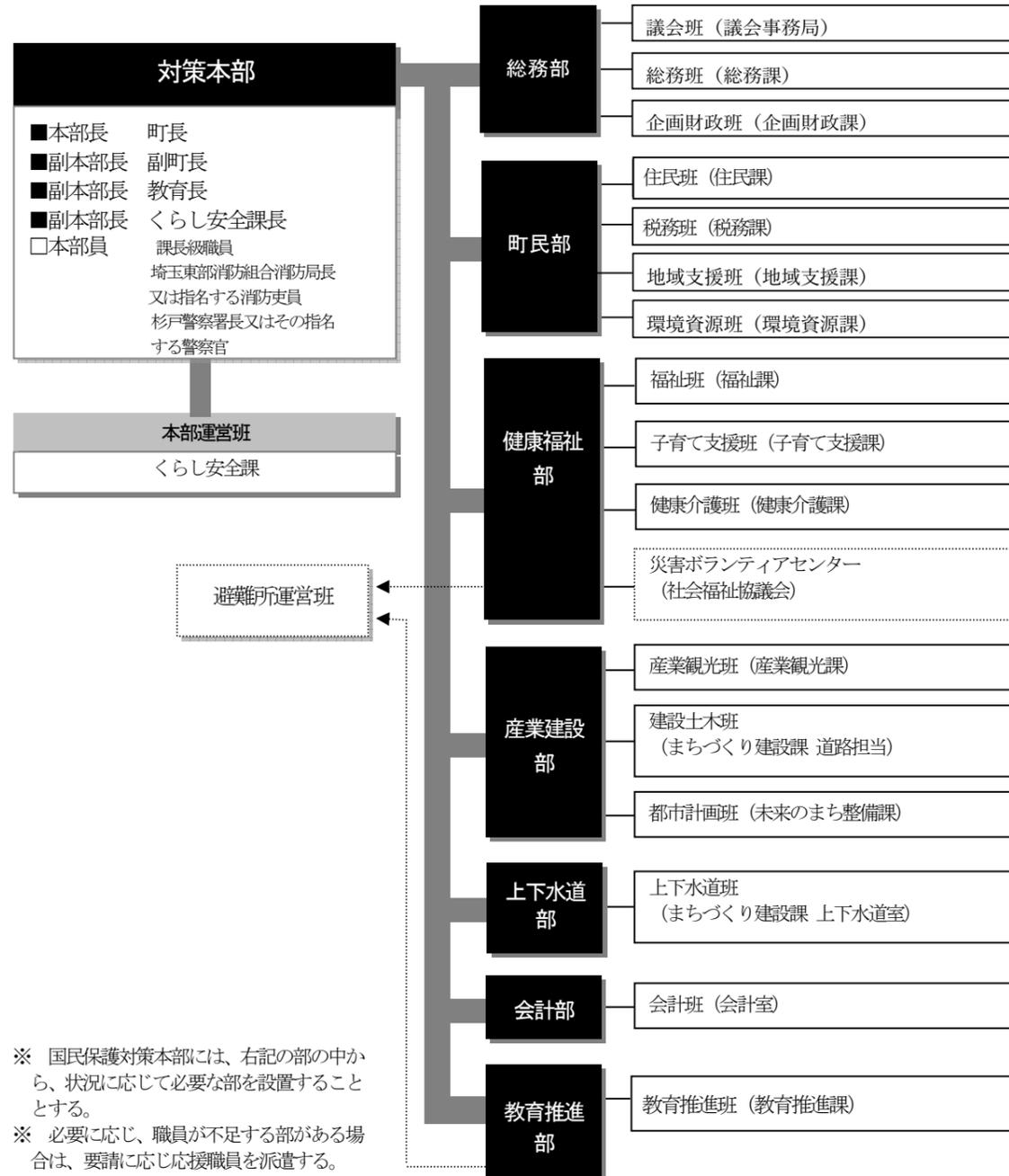
25	<p>第9節 避難住民等に対する住宅の確保 (略) そのため、町は県があらかじめ定めた「<u>避難住民等住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてもあらかじめ定める。 なお、その際には、高齢者や障がい者等の<u>要配慮者</u>対策について配慮する。 (略) 第10節 避難住民集合場所の指定</p>	<p>第8節 避難住民等に対する住宅供給対策 (略) そのため、町は県があらかじめ定めた「<u>被災者住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてもあらかじめ定める。 なお、その際には、高齢者や障がい者等の<u>武力攻撃災害時要援護者</u>対策について配慮する。 (略) 第9節 避難住民集合場所の指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節の追加による節変更</li> <li>・県計画との整合</li> </ul>
26	<p>第11節 道路啓開の準備 (略) 第12節 避難誘導の補助 多数の避難住民を受け入れる場合、要避難地域から移動してくる避難住民に対して、避難施設への円滑な誘導や移動途中での食料等の<u>配給</u>への補助が必要となる。 (略) 第5章 緊急物資の備蓄等</p>	<p>第10節 道路啓開の準備 (略) 第11節 避難誘導の補助 多数の避難住民を受け入れる場合、要避難地域から移動してくる避難住民に対して、避難施設への円滑な誘導や移動途中での食料等の<u>配合</u>への補助が必要となる。 (略) 第4章 緊急物資の備蓄等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1節の追加による節変更</li> <li>・県計画との整合</li> <li>・章の変更</li> </ul>
27	<p>2 備蓄品の<u>調達と管理</u> 備蓄品の<u>管理</u>等は、<u>備蓄品を調達したものが行うものとし、くらし安全課</u>が全体を掌握しておくものとする。 (略) <u>(9) 百間中学校</u> <u>(10) 前原中学校</u> <u>(11) 旧中島出張所</u> <u>(12) 須賀中学校</u> <u>(13) 西条原地区農業集落排水処理施設</u></p>	<p>2 備蓄品の<u>管理</u> 備蓄品の<u>品目及び数量</u>等は、<u>町民生活課危機管理担当</u>が全体を掌握しておくものとする。 (略) <u>新規</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画との整合</li> <li>・保管場所の増加による変更</li> </ul>
28	<p>第6章 緊急物資運送計画の策定</p>	<p>第5章 緊急物資運送計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章の変更</li> </ul>
29	<p>第7章 医療体制の整備</p>	<p>第6章 医療体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章の変更</li> </ul>
31	<p>2 <u>各機関の初期医療体制</u> (1) <u>初期医療活動を行う組織と役割</u> <u>武力攻撃災害時に初期医療を行う組織と役割は次のとおりである。</u></p>	<p>2 <u>救護班の編成等</u> (1) <u>救護班の編成</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画との整合</li> </ul>

	<p>【初期医療活動を行う組織と役割】</p>	<p>新規</p>	
<p>3 2</p>	<p>① <u>医療</u>救護班の編成・出動手順の策定  町は、県 (<u>保健所</u>)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目についてあらかじめ定めておくものとする。  (略)</p> <p>第2節 傷病者搬送体制の整備  1 搬送先順位、経路の決定  <u>埼玉東部消防組合</u>は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定する。また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討する。</p>	<p>① <u>      </u>救護班の編成・出動手順の策定  町は、県 <u>      </u>、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目についてあらかじめ定めておくものとする。  (略)</p> <p>第2節 傷病者搬送体制の整備  1 搬送先順位、経路の決定  <u>消防本部</u>は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定する。また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討する。</p>	<p>・県計画との整合  ・組織の変更</p>
<p>3 3</p>	<p>4 埋・火葬対策  (略)  このため町は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「<u>埼玉県広域火葬実施要領</u>」に基づき、次の対策を講じる。  (略)</p> <p>第<u>8</u>章 生活関連等施設の管理体制の充実</p>	<p>4 埋・火葬対策  (略)  このため町は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「<u>広域火葬計画</u>」に基づき、次の対策を講じる。  (略)</p> <p>第<u>7</u>章 生活関連等施設の管理体制の充実</p>	<p>・県計画との整合  ・章の変更</p>

34	第9章 文化財保護対策の準備	第8章 文化財保護対策の準備	・章の変更
35	第10章 研修の実施 (略) 第11章 訓練の実施等 (略) <u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u> (略)	第9章 研修の実施 (略) 第10章 訓練の実施等 (略) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> (略)	・章の変更 ・県計画との整合
36	第2節 民間における訓練等 2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等 (略) (2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>要配慮者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	第2節 民間における訓練等 2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等 (略) (2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>武力攻撃災害時要援護者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	・表現の変更
37	第12章 町民との協力関係の構築 第1節 消防団の充実・活性化の促進 消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、町は、 <u>県と連携し</u> 、住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。  第2節 自主防災組織との協力関係の構築 (略) (1) 自主防災組織の <u>育成</u> <u>リーダー研修の実施、訓練への支援等</u> (2) <u>活動のための環境整備</u> <u>資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等</u> (3) <u>組織の活性化の促進</u> 助言・指導、 <u>先進団体の取組の紹介等</u> <hr/> <hr/>	第11章 町民との協力関係の構築 第1節 消防団の充実・活性化の促進 消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、町は、 <u>                    </u> 住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。  第2節 自主防災組織との協力関係の構築 (略) (1) 自主防災組織の <u>結成促進</u> <u>結成への指導</u> (2) <u>自主防災組織委の育成</u> <u>リーダー研修の実施、訓練への支援等</u> (3) <u>活動のための環境整備</u> <u>資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等</u> (4) 組織の活性化の促進 助言・指導、 <u>モデル組織の設置への助成等</u>	・章の変更 ・県計画との整合 ・組織率100%のため削除

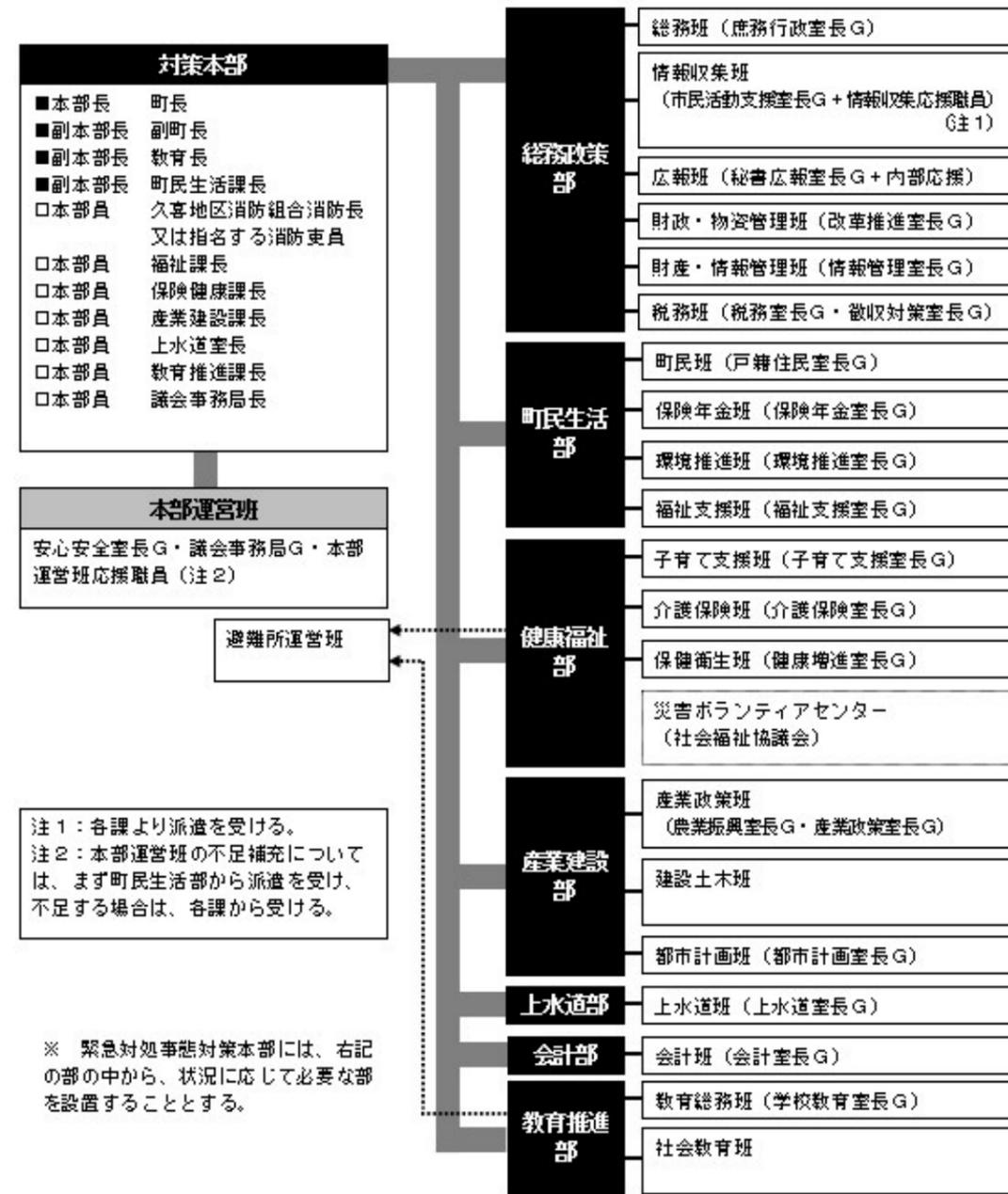
38	<p>(略)</p> <p>また、ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、町は県と調整を図りながら必要な支援を行うよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>・県計画との整合</p>
39	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>(略)</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第1節 全庁的な体制の整備</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を速やかに設置する。「緊急事態連絡室」は、町国民保護対策本部構成員のうち、教育長、<u>議会事務局長、総務課長、企画財政課長、住民課長、税務課長、地域支援課長、環境資源課長、くらし安全課長、福祉課長、子育て支援課長、健康介護課長、産業観光課長、まちづくり建設課長、未来のまち整備課長、会計管理者、教育推進課長</u>など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>(略)</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第1節 全庁的な体制の整備</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を速やかに設置する。「緊急事態連絡室」は、町国民保護対策本部構成員のうち、教育長、<u>総務政策課長、</u>、<u>、</u>、<u>、</u>、<u>、</u>、<u>、</u>、<u>町民生活課長、福祉課長、</u>、<u>、</u>、<u>保険健康課長、産業建設課長、</u>、<u>、</u>、<u>、</u>、<u>、</u>など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。</p>	<p>・組織の変更</p>
40	<p>2 国民保護対策本部等の設置と職員の配備</p> <p>国から国民保護対策本部又は町緊急対処事態対策本部（以下「国民保護対策本部等」という。）設置の指定があった場合には、町長は国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。</p> <p>第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>加えて</u>、非常参集した場合は、本部員又は現地対策本部長の指示に従うものとする。</p> <p>第2節 町国民保護対策本部等の組織</p> <p>1 町国民保護対策本部の組織及び担当業務</p> <p>(1) 組織の体系について</p> <p>① (略)</p> <p>組織 <u>図 宮代町国民保護対策本部の組織図</u>のとおりとする。</p> <p>② (略)</p> <p>イ 副本部長 副町長、教育長、<u>くらし安全課長</u></p> <p>ウ 本部員 <u>課長、課長相当職、埼玉東部消防組合消防長又はその指名する消防吏員、杉戸警察署署長又はその指名する警察官</u></p>	<p>2 国民保護対策本部等の設置と職員の配備</p> <p>国から国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部（以下「国民保護対策本部等」という。）設置の指定があった場合には、町長は国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。</p> <p>第2編第1章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>なお</u>、非常参集した場合は、本部員又は現地対策本部長の指示に従うものとする。</p> <p>第2節 町国民保護対策本部の組織等</p> <p>1 町国民保護対策本部の組織及び担当業務</p> <p>(1) 組織の体系について</p> <p>① (略)</p> <p>組織は別表1（P40）のとおりとする。</p> <p>② (略)</p> <p>イ 副本部長 副町長、教育長、<u>総務政策課長、町民生活課長</u></p> <p>ウ 本部員 <u>久喜地区消防組合消防長又はその指名する消防吏員、福祉課長、保険健康課長、産業建設課長、教育推進課長、上水道室長、議会事務局長</u></p>	<p>・章の変更</p> <p>・表現の変更</p> <p>・組織の変更</p>

図 <宮代町国民保護対策本部の組織図>



※ 国民保護対策本部には、右記の部の中から、状況に応じて必要な部を設置することとする。  
 ※ 必要に応じ、職員が不足する部がある場合は、要請に応じ応援職員を派遣する。

図 <宮代町国民保護対策本部の組織図>



注1：各課より派遣を受ける。  
 注2：本部運営班の不足補充については、まず町民生活部から派遣を受け、不足する場合は、各課から受ける。

※ 緊急処理事態対策本部には、右記の部の中から、状況に応じて必要な部を設置することとする。

4 2	(5) 本部の担当業務について 本部の担当業務は、組織図及び別表 <u>1</u> のとおりとする。	(5) 本部の担当業務について 本部の担当業務は、組織図及び別表 <u>2</u> のとおりとする。	・別表1の削除による変更																						
4 3 ～ 4 8	<p>2 部の組織及び事務分掌</p> <p>(1) 町本部</p> <table border="1" data-bbox="320 405 1403 783"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策本部設置の決定に関する事</li> <li>2 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>3 <u>避難指示等及び指定避難所・福祉避難所の開設・設置に関する事</u></li> <li>4 広域応援要請の決定に関する事</li> <li>5 自衛隊派遣申請の決定に関する事</li> <li>6 被害情報に伴う対策活動の基本方針の決定（ライフライン優先復旧、被災者援護活動等）に関する事</li> <li>7 <u>災害復興本部の設置並びに災害復旧計画の策定に関する事</u></li> <li>8 その他重要事項の決定に関する事</li> <li>9 各部班の活動状況報告・確認及び各部班への命令伝達に関する事（本部員のみ）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 総務政策部</p> <table border="1" data-bbox="320 919 1403 1759"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>議会との連絡調整に関する事</u></li> <li>2 <u>議会への陳情、請願に関する事</u></li> <li>3 <u>他班の支援に関する事</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員のり災状況の集約に関する事</li> <li>2 組織の相互応援及び人員派遣の調整に関する事</li> <li>3 職員の給与及び労務管理に関する事</li> <li>4 職員の健康管理に関する事</li> <li>5 職員用の水・食料・トイレ等の確保に関する事</li> <li>6 被災者からの要望・陳情・相談に関する事</li> <li>7 他班の支援に関する事</li> <li>8 部内の庶務及び協力調整に関する事</li> <li>9 <u>人的・住家被害情報の収集・報告（地区毎）</u></li> <li>10 <u>避難勧告（地区毎）に関する事</u></li> <li>11 <u>被災情報の収集、記録及び撮影に関する事</u></li> <li>12 <u>住民及び帰宅困難者への被災情報の提供に関する事</u></li> <li>13 <u>報道機関への連絡及び取材対応に関する事</u></li> <li>14 <u>被災情報等の住民への伝達に関する事（防災行政無線等）</u></li> <li>15 <u>国民保護対策本部設置の住民への公表に関する事</u></li> <li>16 <u>住民への活動喚起及び行動指示に関する広報に関する事</u></li> <li>17 <u>被災者救援活動に関する住民への広報に関する事</u></li> <li>18 <u>住民等からの通報等への対応及び内容整理に関する事</u></li> <li>19 <u>領事館及び国大使館との連絡調整に関する事</u></li> <li>20 <u>国、県及びその他被災地の視察及び見舞子に関する事</u></li> <li>21 <u>その他いずれの部の所管に属さない事項に関する事</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	班	主な業務	本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策本部設置の決定に関する事</li> <li>2 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>3 <u>避難指示等及び指定避難所・福祉避難所の開設・設置に関する事</u></li> <li>4 広域応援要請の決定に関する事</li> <li>5 自衛隊派遣申請の決定に関する事</li> <li>6 被害情報に伴う対策活動の基本方針の決定（ライフライン優先復旧、被災者援護活動等）に関する事</li> <li>7 <u>災害復興本部の設置並びに災害復旧計画の策定に関する事</u></li> <li>8 その他重要事項の決定に関する事</li> <li>9 各部班の活動状況報告・確認及び各部班への命令伝達に関する事（本部員のみ）</li> </ul>	班	主な業務	議会班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>議会との連絡調整に関する事</u></li> <li>2 <u>議会への陳情、請願に関する事</u></li> <li>3 <u>他班の支援に関する事</u></li> </ul>	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員のり災状況の集約に関する事</li> <li>2 組織の相互応援及び人員派遣の調整に関する事</li> <li>3 職員の給与及び労務管理に関する事</li> <li>4 職員の健康管理に関する事</li> <li>5 職員用の水・食料・トイレ等の確保に関する事</li> <li>6 被災者からの要望・陳情・相談に関する事</li> <li>7 他班の支援に関する事</li> <li>8 部内の庶務及び協力調整に関する事</li> <li>9 <u>人的・住家被害情報の収集・報告（地区毎）</u></li> <li>10 <u>避難勧告（地区毎）に関する事</u></li> <li>11 <u>被災情報の収集、記録及び撮影に関する事</u></li> <li>12 <u>住民及び帰宅困難者への被災情報の提供に関する事</u></li> <li>13 <u>報道機関への連絡及び取材対応に関する事</u></li> <li>14 <u>被災情報等の住民への伝達に関する事（防災行政無線等）</u></li> <li>15 <u>国民保護対策本部設置の住民への公表に関する事</u></li> <li>16 <u>住民への活動喚起及び行動指示に関する広報に関する事</u></li> <li>17 <u>被災者救援活動に関する住民への広報に関する事</u></li> <li>18 <u>住民等からの通報等への対応及び内容整理に関する事</u></li> <li>19 <u>領事館及び国大使館との連絡調整に関する事</u></li> <li>20 <u>国、県及びその他被災地の視察及び見舞子に関する事</u></li> <li>21 <u>その他いずれの部の所管に属さない事項に関する事</u></li> </ul>	<p>2 部の組織及び事務分掌</p> <p>(1) 町本部</p> <table border="1" data-bbox="1519 405 2602 783"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策本部設置の決定に関する事</li> <li>2 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>3 広域応援要請の決定に関する事</li> <li>4 自衛隊派遣申請の決定に関する事</li> <li>5 被害情報に伴う対策活動の基本方針の決定（ライフライン優先復旧、被災者援護活動等）に関する事</li> <li>6 その他重要事項の決定に関する事</li> <li>7 各部班の活動状況報告・確認及び各部班への命令伝達に関する事（本部員のみ）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 総務政策部</p> <table border="1" data-bbox="1519 919 2602 1866"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>職員のり災状況の集約に関する事</u></li> <li>2 組織の相互応援及び人員派遣の調整に関する事</li> <li>3 職員の給与及び労務管理に関する事</li> <li>4 職員の健康管理に関する事</li> <li>5 職員用の水・食料・トイレ等の確保に関する事</li> <li>6 被災者からの要望・陳情・相談に関する事</li> <li>7 他班の支援に関する事</li> <li>8 部内の庶務及び協力調整に関する事</li> <li>9 <u>その他いずれの部の所管に属さない事項に関する事</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>人的・住家被害情報の収集・報告（地区毎）</u></li> <li>2 <u>避難勧告（地区毎）に関する事</u></li> <li>3 <u>避難調査世帯に関する事</u></li> <li>4 <u>進修館を避難場所として使う場合の準備支援に関する事</u></li> <li>5 <u>安否確認・相談に関する事</u></li> <li>6 <u>集会所の被害対応に関する事</u></li> <li>7 <u>帰宅困難者対策に関する事</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災情報の収集、記録及び撮影に関する事</u></li> <li>2 <u>住民及び帰宅困難者への被災情報の提供に関する事</u></li> <li>3 <u>報道機関への連絡及び取材対応に関する事</u></li> <li>4 <u>被災情報等の住民への伝達に関する事（防災行政無線等）</u></li> <li>5 <u>国民保護対策本部設置の住民への公表に関する事</u></li> <li>6 <u>住民への活動喚起及び行動指示に関する広報に関する事</u></li> <li>7 <u>被災者救援活動に関する住民への広報に関する事</u></li> <li>8 <u>住民等からの通報等への対応及び内容整理に関する事</u></li> <li>9 <u>議員との連絡調整に関する事</u></li> <li>10 <u>領事館及び国大使館との連絡調整に関する事</u></li> <li>11 <u>国、県及びその他被災地の視察及び見舞子に関する事</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	班	主な業務	本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策本部設置の決定に関する事</li> <li>2 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>3 広域応援要請の決定に関する事</li> <li>4 自衛隊派遣申請の決定に関する事</li> <li>5 被害情報に伴う対策活動の基本方針の決定（ライフライン優先復旧、被災者援護活動等）に関する事</li> <li>6 その他重要事項の決定に関する事</li> <li>7 各部班の活動状況報告・確認及び各部班への命令伝達に関する事（本部員のみ）</li> </ul>	班	主な業務	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>職員のり災状況の集約に関する事</u></li> <li>2 組織の相互応援及び人員派遣の調整に関する事</li> <li>3 職員の給与及び労務管理に関する事</li> <li>4 職員の健康管理に関する事</li> <li>5 職員用の水・食料・トイレ等の確保に関する事</li> <li>6 被災者からの要望・陳情・相談に関する事</li> <li>7 他班の支援に関する事</li> <li>8 部内の庶務及び協力調整に関する事</li> <li>9 <u>その他いずれの部の所管に属さない事項に関する事</u></li> </ul>	情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>人的・住家被害情報の収集・報告（地区毎）</u></li> <li>2 <u>避難勧告（地区毎）に関する事</u></li> <li>3 <u>避難調査世帯に関する事</u></li> <li>4 <u>進修館を避難場所として使う場合の準備支援に関する事</u></li> <li>5 <u>安否確認・相談に関する事</u></li> <li>6 <u>集会所の被害対応に関する事</u></li> <li>7 <u>帰宅困難者対策に関する事</u></li> </ul>	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災情報の収集、記録及び撮影に関する事</u></li> <li>2 <u>住民及び帰宅困難者への被災情報の提供に関する事</u></li> <li>3 <u>報道機関への連絡及び取材対応に関する事</u></li> <li>4 <u>被災情報等の住民への伝達に関する事（防災行政無線等）</u></li> <li>5 <u>国民保護対策本部設置の住民への公表に関する事</u></li> <li>6 <u>住民への活動喚起及び行動指示に関する広報に関する事</u></li> <li>7 <u>被災者救援活動に関する住民への広報に関する事</u></li> <li>8 <u>住民等からの通報等への対応及び内容整理に関する事</u></li> <li>9 <u>議員との連絡調整に関する事</u></li> <li>10 <u>領事館及び国大使館との連絡調整に関する事</u></li> <li>11 <u>国、県及びその他被災地の視察及び見舞子に関する事</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の変更</li> <li>・業務内容の変更</li> <li>・表現の変更</li> <li>・県計画との整合</li> </ul>
班	主な業務																								
本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策本部設置の決定に関する事</li> <li>2 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>3 <u>避難指示等及び指定避難所・福祉避難所の開設・設置に関する事</u></li> <li>4 広域応援要請の決定に関する事</li> <li>5 自衛隊派遣申請の決定に関する事</li> <li>6 被害情報に伴う対策活動の基本方針の決定（ライフライン優先復旧、被災者援護活動等）に関する事</li> <li>7 <u>災害復興本部の設置並びに災害復旧計画の策定に関する事</u></li> <li>8 その他重要事項の決定に関する事</li> <li>9 各部班の活動状況報告・確認及び各部班への命令伝達に関する事（本部員のみ）</li> </ul>																								
班	主な業務																								
議会班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>議会との連絡調整に関する事</u></li> <li>2 <u>議会への陳情、請願に関する事</u></li> <li>3 <u>他班の支援に関する事</u></li> </ul>																								
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員のり災状況の集約に関する事</li> <li>2 組織の相互応援及び人員派遣の調整に関する事</li> <li>3 職員の給与及び労務管理に関する事</li> <li>4 職員の健康管理に関する事</li> <li>5 職員用の水・食料・トイレ等の確保に関する事</li> <li>6 被災者からの要望・陳情・相談に関する事</li> <li>7 他班の支援に関する事</li> <li>8 部内の庶務及び協力調整に関する事</li> <li>9 <u>人的・住家被害情報の収集・報告（地区毎）</u></li> <li>10 <u>避難勧告（地区毎）に関する事</u></li> <li>11 <u>被災情報の収集、記録及び撮影に関する事</u></li> <li>12 <u>住民及び帰宅困難者への被災情報の提供に関する事</u></li> <li>13 <u>報道機関への連絡及び取材対応に関する事</u></li> <li>14 <u>被災情報等の住民への伝達に関する事（防災行政無線等）</u></li> <li>15 <u>国民保護対策本部設置の住民への公表に関する事</u></li> <li>16 <u>住民への活動喚起及び行動指示に関する広報に関する事</u></li> <li>17 <u>被災者救援活動に関する住民への広報に関する事</u></li> <li>18 <u>住民等からの通報等への対応及び内容整理に関する事</u></li> <li>19 <u>領事館及び国大使館との連絡調整に関する事</u></li> <li>20 <u>国、県及びその他被災地の視察及び見舞子に関する事</u></li> <li>21 <u>その他いずれの部の所管に属さない事項に関する事</u></li> </ul>																								
班	主な業務																								
本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策本部設置の決定に関する事</li> <li>2 避難の指示の伝達に関する事</li> <li>3 広域応援要請の決定に関する事</li> <li>4 自衛隊派遣申請の決定に関する事</li> <li>5 被害情報に伴う対策活動の基本方針の決定（ライフライン優先復旧、被災者援護活動等）に関する事</li> <li>6 その他重要事項の決定に関する事</li> <li>7 各部班の活動状況報告・確認及び各部班への命令伝達に関する事（本部員のみ）</li> </ul>																								
班	主な業務																								
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>職員のり災状況の集約に関する事</u></li> <li>2 組織の相互応援及び人員派遣の調整に関する事</li> <li>3 職員の給与及び労務管理に関する事</li> <li>4 職員の健康管理に関する事</li> <li>5 職員用の水・食料・トイレ等の確保に関する事</li> <li>6 被災者からの要望・陳情・相談に関する事</li> <li>7 他班の支援に関する事</li> <li>8 部内の庶務及び協力調整に関する事</li> <li>9 <u>その他いずれの部の所管に属さない事項に関する事</u></li> </ul>																								
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>人的・住家被害情報の収集・報告（地区毎）</u></li> <li>2 <u>避難勧告（地区毎）に関する事</u></li> <li>3 <u>避難調査世帯に関する事</u></li> <li>4 <u>進修館を避難場所として使う場合の準備支援に関する事</u></li> <li>5 <u>安否確認・相談に関する事</u></li> <li>6 <u>集会所の被害対応に関する事</u></li> <li>7 <u>帰宅困難者対策に関する事</u></li> </ul>																								
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災情報の収集、記録及び撮影に関する事</u></li> <li>2 <u>住民及び帰宅困難者への被災情報の提供に関する事</u></li> <li>3 <u>報道機関への連絡及び取材対応に関する事</u></li> <li>4 <u>被災情報等の住民への伝達に関する事（防災行政無線等）</u></li> <li>5 <u>国民保護対策本部設置の住民への公表に関する事</u></li> <li>6 <u>住民への活動喚起及び行動指示に関する広報に関する事</u></li> <li>7 <u>被災者救援活動に関する住民への広報に関する事</u></li> <li>8 <u>住民等からの通報等への対応及び内容整理に関する事</u></li> <li>9 <u>議員との連絡調整に関する事</u></li> <li>10 <u>領事館及び国大使館との連絡調整に関する事</u></li> <li>11 <u>国、県及びその他被災地の視察及び見舞子に関する事</u></li> </ul>																								

企画財政班	1 救援物資の調達及び仕分け整理に関すること
	2 救援物資の保管に関すること
	3 各部への救援物資の調達要請及び要望への対応に関すること
	4 緊急予算編成及び資金調達に関すること
	5 被災時の資金調達に関すること
	<u>6 公共施設の応急復旧に関すること</u>
	<u>7 庁舎内外の電腦ネットワーク被害の把握及び普及に関すること</u>
	<u>8 行政財産の被害状況の把握・確認に関すること</u>
	<u>9 町有車及び借上車両等配車に関すること</u>
	<u>10 輸送車両及び燃料の確保に関すること</u>
	<u>11 発災初期における庁舎及び周辺の被害状況の把握に関すること</u>
	<u>12 緊急車両の確認申請に関すること</u>
	<u>13 被災時における輸送機関の確保及び交通機関との連絡に関すること</u>
	<u>14 救助活動における臨時駐車場に関すること</u>
	<u>15 役場庁舎への車両の誘導及び整理に関すること</u>
	<u>16 応援部隊（行政機関・協定等）の受入に伴う宿泊所（宿营地）の確保及び調整に関すること</u>
	<u>17 公共用地の災害対策に関する有効活用に関すること</u>

財政・物資調達班	1 救援物資の調達及び仕分け整理に関すること 2 救援物資の保管に関すること 3 各部への救援物資の調達要請及び要望への対応に関すること 4 緊急予算編成及び資金調達に関すること 5 被災時の資金調達に関すること
財産・情報管理班	1 公共施設の応急復旧に関すること 2 庁舎内外の電腦ネットワーク被害の把握及び普及に関すること 3 行政財産の被害状況の把握・確認に関すること 4 町有車及び借上車両等配車に関すること 5 輸送車両及び燃料の確保に関すること 6 発災初期における庁舎及び周辺の被害状況の把握に関すること 7 緊急車両の確認申請に関すること 8 被災時における輸送機関の確保及び交通機関との連絡に関すること 9 救助活動における臨時駐車場に関すること 10 役場庁舎への車両の誘導及び整理に関すること 11 応援部隊（行政機関・協定等）の受入に伴う宿泊所（宿营地）の確保及び調整に関すること 12 公共用地の災害対策に関する有効活用に関すること

(3) 町民部

班	主な業務
住民班	1 遺体捜索の事務に関すること 2 遺体の処理（洗浄・消毒）に関すること 3 遺体安置所、棺及びドライアイス等の確保に関すること 4 遺体の搬送に関する関係業者との連絡調整に関すること 5 遺体の埋火葬に関すること 6 安否確認・相談に関すること <u>7 国民健康保険の給付に関すること</u> <u>8 社会保険事務所との連絡調整に関すること</u> <u>9 国民年金保険料の徴収及び検認に関すること</u>
税務班	1 被災に伴う町税の申告期限の延長及び減免等の町税緩和措置に関すること 2 被害納税者（家屋）の調査に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること 4 部内の庶務及び協力調整に関すること
地域支援班	<u>1 進修館を避難場所として使う場合の準備支援に関すること</u> <u>2 集会所の被害対応に関すること</u> <u>3 地区・自治会との連携に関すること</u>
環境資源班	1 重要道路における廃棄物の処理に関すること 2 清掃施設の被害状況の把握及び伝達に関すること 3 し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理に関すること 4 そ族・昆虫駆除に関すること 5 仮設トイレの設置及び消毒に関すること <u>6 避難所におけるペットに関すること</u> <u>7 斎場の利用調整に関すること</u> <u>8 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関すること</u> <u>9 動物の保護収容及び治療計画に関すること</u>

(3) 町民生活部

班	主な業務
税務班	1 被災に伴う町税の申告期限の延長及び減免等の町税緩和措置に関すること 2 被害納税者（家屋）の調査に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること 4 部内の庶務及び協力調整に関すること
町民班	1 遺体捜索の事務に関すること 2 遺体の処理（洗浄・消毒）に関すること 3 遺体安置所、棺及びドライアイス等の確保に関すること 4 遺体の搬送に関する関係業者との連絡調整に関すること 5 遺体の埋火葬に関すること 6 安否確認・相談に関すること
保険年金班	1 国民健康保険の給付に関すること 2 社会保険事務所との連絡調整に関すること 3 国民年金保険料の徴収及び検認に関すること
環境推進班	1 重要道路における廃棄物の処理に関すること 2 清掃施設の被害状況の把握及び伝達に関すること 3 し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理に関すること 4 そ族・昆虫駆除に関すること 5 仮設トイレの設置及び消毒に関すること <u>6 斎場の利用調整に関すること</u> <u>7 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関すること</u> <u>8 動物の保護収容及び治療計画に関すること</u>

(4) 健康福祉部

班	主な業務
部内共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者の安否確認及び避難支援に関する事</li> <li>2 行方不明者の把握及び捜索に関する事</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関する事 (町立学校以外)</li> <li>4 避難所の避難者名簿の作成に関する事</li> <li>5 関係協力団体との連絡調整に関する事</li> <li>6 社会福祉施設の被害状況の調査に関する事</li> </ol>
福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資の調達及び供給に関する事 (企画財政班、産業観光班との連携及び調整)</li> <li>2 義援金の受付準備に関する事</li> <li>3 日本赤十字社、共同募金及びその他社会福祉団体との連絡調整に関する事</li> <li>4 衣料、寝具及び生活必需物資の調達計画並びに配給に関する事</li> <li>5 食料品及び調味料の調達補給に関する事</li> <li>6 救助費の支給に関する事</li> <li>7 社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>8 避難誘導に関する事</li> <li>9 ボランティアに関する事</li> <li>10 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事</li> <li>11 被保護世帯の災害対策に関する事</li> </ol>
子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設の被害状況の調査に関する事</li> <li>2 児童福祉施設との災害対策及び連絡調整に関する事</li> <li>3 応急保育に関する事</li> <li>4 園児及び児童の避難及び保護に関する事</li> <li>5 被災及び避難している園児及び児童の把握に関する事</li> <li>6 内部の庶務及び協力調整に関する事</li> <li>7 他班の支援に関する事</li> </ol>
健康介護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寝たきりの高齢者に関する事</li> <li>2 ひとり暮らしの高齢者に関する事</li> <li>3 地域医療救護所の設置に関する事</li> <li>4 災害医療施設に関する事</li> <li>5 医療救護班の編成に関する事</li> <li>6 医薬品及び衛生材料の調達並びに補給に関する事</li> <li>7 医師会、診療所及び病院との連絡調整に関する事</li> <li>8 苦情又は要望等の緊急処理に関する事</li> <li>9 防疫活動にかかる連絡調整に関する事</li> <li>10 遺体の処理 (洗浄・消毒) に関する事</li> <li>11 健康対策及び心のケア対策に関する事</li> <li>12 その他保健衛生活動に関する事</li> </ol>

(4) 健康福祉部

班	主な業務
部内共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時要援護者の安否確認及び避難支援に関する事</li> <li>2 行方不明者の把握及び捜索に関する事</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関する事 (町立学校以外)</li> <li>4 避難所の避難者名簿の作成に関する事</li> <li>5 関係協力団体との連絡調整に関する事</li> <li>6 社会福祉施設の被害状況の調査に関する事</li> </ol>
福祉支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資の調達及び供給に関する事 (財政・物資調達班、産業政策班との連携及び調整)</li> <li>2 義援金の受付準備に関する事</li> <li>3 日本赤十字社、共同募金及びその他社会福祉団体との連絡調整に関する事</li> <li>4 災害弔慰金及び見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事</li> <li>5 衣料、寝具及び生活必需物資の調達計画並びに配給に関する事</li> <li>6 食料品及び調味料の調達補給に関する事</li> <li>7 救助費の支給に関する事</li> <li>8 生業資金の貸付けに関する事</li> <li>9 救助隊の行動に関する事</li> <li>10 避難誘導に関する事</li> <li>11 ボランティアに関する事</li> <li>12 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事</li> <li>13 被保護世帯の災害対策に関する事</li> <li>14 部内の庶務及び協力調整に関する事</li> </ol>
子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 母子家庭の災害対策に関する事</li> <li>2 保育園との連絡調整に関する事</li> <li>3 保育園の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>4 応急保育に関する事</li> <li>5 児童福祉施設の被害状況の調査に関する事</li> <li>6 保育園児の避難及び保護に関する事</li> <li>7 他班の応援に関する事</li> </ol> <p>*私立保育園も含む</p>
介護保険班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寝たきりの高齢者に関する事</li> <li>2 ひとり暮らしの高齢者に関する事</li> <li>3 ふれ愛センター宮代の災害応急復旧に関する事</li> </ol>
保健衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域医療救護所の設置に関する事</li> <li>2 災害医療施設に関する事</li> <li>3 医療救護班の編成に関する事</li> <li>4 医薬品及び衛生材料の調達並びに補給に関する事</li> <li>5 医師会、診療所及び病院との連絡調整に関する事</li> <li>6 苦情又は要望等の緊急処理に関する事</li> <li>7 避難所におけるペットに関する事</li> <li>8 防疫活動にかかる連絡調整に関する事</li> <li>9 遺体の処理 (洗浄・消毒) に関する事</li> <li>10 健康対策及び心のケア対策に関する事</li> <li>11 その他保健衛生活動に関する事</li> </ol>

(5) 産業建設部

班	主な業務
産業観光班	1 農地及び農作物の被災対策に関する事 2 農家の被災調査に関する事 3 部内班員の動員に関する事
	4 避難所の衣料、寝具、飲料水及び食料の調達、確保及び供給に関する事
	5 生活物資等の運搬及び重搬計画に関する事
	6 商店、工場及び事業所等の被害調査に関する事
	7 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事
	8 被害中小企業への融資に関する事
	9 東武動物公園との連絡調整に関する事
	10 部内の庶務及び協力調整に関する事
	――
	――
建設土木班	1 道路、土木施設の被害状況の把握に関する事 2 重要道路の応急復旧に関する事 3 警察、国土交通省及び杉戸県土整備事務所等との連絡調整に関する事 4 道路、橋梁及び河川の応急復旧に関する事 5 現存資材の点検及び整備に関する事 6 部の所掌業務に要する応急処置用資材の確保に関する事 7 被災対策のための労力確保に関する事 8 救助用資機材の確保に関する事 9 道路障害物の除去に関する事
	――
	――
	――
	――
	――
	――
	――
	――
都市計画班	1 宅地の応急危険度判定に関する事 2 避難所等町有施設の安全点検及び応急対策に関する事 3 仮設住宅の建設準備に関する事 4 応急仮設住宅に関する事 5 公園緑地及び所管事業用地の被害調査に関する事 6 公園施設の安全点検及び応急復旧に関する事 7 応急危険度判定調査に関する事 8 危険建物への応急措置に関する事 9 部の庶務に関する事

(5) 産業建設部

班	主な業務		
産業政策班	1 田畑及び主要農作物の被災対策に関する事 2 農家の被災調査に関する事 3 部内班員の動員に関する事 4 避難所の米穀需要の把握、調達、確保及び供給に関する事 5 避難所の衣料、寝具、飲料水及び食料需要の把握並びに調達、確保及び供給に関する事 6 生活物資等の運搬及び重搬計画に関する事 7 商店、工場及び事業所等の被害調査に関する事 8 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事 9 被害中小企業への融資に関する事 10 東武動物公園との連絡調整に関する事 11 部内の庶務及び協力調整に関する事		
	建設土木班	1 道路、土木施設の被害状況の把握に関する事 2 重要道路の応急復旧に関する事 3 警察、国土交通省及び杉戸県土整備事務所等との連絡調整に関する事 4 道路、橋梁及び河川の応急復旧に関する事 5 現存資材の点検及び整備に関する事 6 部の所掌業務に要する応急処置用資材の確保に関する事 7 被災対策のための労力確保に関する事 8 救助用資機材の確保に関する事 9 道路障害物の除去に関する事 10 公共下水道施設の被害調査に関する事 11 下水道復旧計画、復旧資材の調達及び総合調整に関する事 12 下水道の復旧及び清掃に関する事 13 下水道施設等応急処理に対応する労力確保に関する事 14 下水道の危険予防及び応急修理に関する事	
		都市計画班	1 災害復興本部の設置並びに災害復旧計画の策定に関する事 2 宅地の応急危険度判定に関する事 3 避難所等町有施設の安全点検及び応急対策に関する事 4 避難所及び仮設住宅の建設準備に関する事 5 応急仮設住宅に関する事 6 公園緑地及び所管事業用地の被害調査に関する事 7 公園施設の安全点検及び応急復旧に関する事 8 応急危険度判定調査に関する事 9 危険建物への応急措置に関する事 10 部の庶務に関する事



	<p><u>3 本部開設の通知等</u></p> <p><u>(1) 本部の開設の通知等</u></p> <p><u>町対策本部が開設されたときには、直ちにその旨を、関係機関に通知する。</u></p> <p><u>【通知先】</u></p> <p><u>①宮代町国民保護協議会委員</u></p> <p><u>②隣接市町及び協定市町の長</u></p> <p><u>③宮代町議会議長</u></p> <p><u>④宮代町区長・自治会長</u></p> <p><u>4 本部会議の開催場所の決定</u></p>	<p><u>新規</u></p> <p><u>3 本部会議の開催場所の決定</u></p>													
50	<p>第5節 (略)</p> <p>なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項は第2編第12章第3節に、事業者に協力を求める事項は第2編第12章第5節に定めるとおりとし、自主防災組織__及びボランティア等の安全確保に十分配慮するものとする。</p> <p>第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策 第1節 特殊標章等の交付 (略)</p> <p>2 町長、<u>消防局長（以下、「町長等」という。）</u>は、国の定める基準、手続等に従い、具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等を交付し、使用させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="362 1396 1213 1524"> <thead> <tr> <th>交付する者</th> <th>交付を受ける者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>町の職員、消防団員</td> </tr> <tr> <td>消防<u>局</u>長</td> <td>消防職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 町長<u>等</u>は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用を認めることとする。</p>	交付する者	交付を受ける者	町長	町の職員、消防団員	消防 <u>局</u> 長	消防職員	<p>第5節 (略)</p> <p>なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項は第2編第11章第3節に、事業者に協力を求める事項は第2編第11章第5節に定めるとおりとし、自主防災組織の<u>住民</u>及びボランティア等の安全確保に十分配慮するものとする。</p> <p>第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策 第1節 特殊標章等の交付 (略)</p> <p>2 町長_____は、国の定める基準、手続等に従い、具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等を交付し、使用させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1558 1396 2410 1524"> <thead> <tr> <th>交付する者</th> <th>交付を受ける者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>町の職員、消防団員</td> </tr> <tr> <td>消防__長</td> <td>消防職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 町長__は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用を認めることとする。</p>	交付する者	交付を受ける者	町長	町の職員、消防団員	消防__長	消防職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章の変更</li> <li>・表現の変更</li> <li>・県計画との整合</li> </ul>
交付する者	交付を受ける者														
町長	町の職員、消防団員														
消防 <u>局</u> 長	消防職員														
交付する者	交付を受ける者														
町長	町の職員、消防団員														
消防__長	消防職員														

5 2	<p>&lt;参考&gt; 赤十字標章等の交付 (略)</p> <p>【標章の図】 <u>削除</u></p>	<p>&lt;参考&gt; 赤十字標章等の交付 (略)</p> <p>【標章の図】</p> 	<p>・1980年以降 使用されてい ないため削除</p>
5 4	<p>第3章 住民の避難措置 第1節 警報の通知の受入れ・伝達 1 県からの警報の通知の受入れ方法 (略)</p> <p>(1) 勤務時間内</p> <p>① 県(危機管理課)からの警報の通知は、<u>くらし安全課職員</u>が受信する。</p> <p>② <u>くらし安全課職員</u>は、受信した旨直ちに県(危機管理課)へ返信する<u>とともに、直ちに町長へ連絡する。</u></p> <p>(2) 勤務時間外</p> <p>① 県(宿日直者)からの警報の通知は、日直又は警備員が受信する。</p> <p>② 日直又は警備員は、直ちに<u>くらし安全課職員</u>に連絡する。</p> <p>③ <u>くらし安全課職員</u>は、警報の通知を受信した旨を、直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、町長へ連絡する。</p> <p>3 住民等への周知 (略)</p> <p>⑤ ホームページ、<u>SNS等</u>への掲載 (略)</p>	<p>第3章 住民の避難措置 第1節 警報の通知の受入れ・伝達 1 県からの警報の通知の受入れ方法 (略)</p> <p>(1) 勤務時間内</p> <p>① 県(危機管理課)からの警報の通知は、<u>町民生活課危機管理担当</u>が受信する。</p> <p>② <u>危機管理担当</u>は、受信した旨直ちに県(危機管理課)へ返信する_____。</p> <p>(2) 勤務時間外</p> <p>① 県(宿日直者)からの警報の通知は、日直又は警備員が受信する。</p> <p>④ 日直又は警備員は、直ちに<u>町民生活課長、安心安全室長、危機管理担当主査のいずれか</u>に連絡する。</p> <p>③ <u>町民生活課長、安心安全室長または危機管理担当主査</u>は、警報の通知を受信した旨、直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、町長へ連絡する。</p> <p>3 住民等への周知 (略)</p> <p>⑤ ホームページ_____への掲載 (略)</p>	<p>・組織の変更 ・県計画との変更 ・時点修正</p>
5 5	<p>第3節 避難の指示等 1 避難の指示の受入れ・伝達等 国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に<u>通知することとしている。</u> (略)</p>	<p>第3節 避難の指示等 1 避難の指示の受入れ・通知等 国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に<u>伝達する。</u> (略)</p>	<p>・県計画との変更</p>

56	<p>(2) 町長の住民への避難の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>① 避難実施要領の作成</p> <p>ア 第1段階の避難指示があった時</p> <p>町長は、第2編第4章第2節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。</p> <p>イ 第2段階の避難指示があった時</p> <p>(略)</p> <p>(キ) 町職員、消防__団員の配置、担当業務等</p> <p>(ク) <u>要配慮者</u>への対応</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 町長の住民への避難の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>① 避難実施要領の作成</p> <p>ア 第1段階の避難指示があった時</p> <p>町長は、第2編第3章第1節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。</p> <p>イ 第2段階の避難指示があった時</p> <p>(略)</p> <p>(キ) 町職員、消防<u>職</u>団員の配置、担当業務等</p> <p>(ク) <u>武力攻撃災害時要援護者</u>への対応</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章、節の変更</li> <li>・組織の変更</li> <li>・表現の変更</li> </ul>
57	<p>② 住民への周知内容及び方法</p> <p>町長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、<u>要配慮者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>③ 関係機関への通知</p> <p>町長は、避難実施要領を定めたときは、<u>町</u>の他の執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>2 町域を越える住民の避難</p> <p>(略)</p> <p>逆に、他市町村の住民が本町へ避難してくる際には、第2編第4章第1.2節に定めた方法により、避難住民の誘導の補助を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 避難住民の運送手段の確保</b></p> <p>要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第5節の「1 交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。</p>	<p>② 住民への周知内容及び方法</p> <p>町長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、<u>武力攻撃災害時要援護者等</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>③ 関係機関への通知</p> <p>町長は、避難実施要領を定めたときは、<u>当該市町村</u>の他の執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>2 町域を越える住民の避難</p> <p>(略)</p> <p>逆に、他市町村の住民が本町へ避難してくる際には、第2編第3章第1.1節に定めた方法により、避難住民の誘導の補助を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 避難住民の運送手段の確保</b></p> <p>要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第4節の「1 交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章の変更</li> <li>・表現の変更</li> <li>・県計画との変更</li> </ul>
58	<p>1 運送手段の選択方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>の避難</p> <p>町は、あらかじめ第2編第4章第3節で定めた方法により<u>要配慮者</u>の避難を実施する。</p>	<p>1 運送手段の選択方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>武力攻撃災害時要援護者</u>の避難</p> <p>町は、あらかじめ第2編第3章第3節で定めた方法により<u>武力攻撃災害時要援護者</u>の避難を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の変更</li> <li>・章、節の変更</li> <li>・平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</li> </ul>

	<p>2 運送事業者への協力要請</p> <p>町は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第5節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運搬について協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難路の選定と避難経路の決定</p> <p>避難措置の指示があった場合には、町は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第6節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。</p> <p><u>また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、住民への周知を図る。</u></p>	<p>2 運送事業者への協力要請</p> <p>町は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第5節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運搬について協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 避難路の選定と避難経路の決定</p> <p>避難措置の指示があった場合には、町は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第5節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。</p> <p>_____</p>	
59	<p>2 交通規制の周知</p> <p>町は、交通規制<u>や道路の通行禁止措置等を行ったとき、または県からの交通規制等</u>の状況について、<u>通知があったときは</u>、第2編第4章第4節「避難の指示の周知」に定めた方法により住民や利用者等に周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 避難誘導の実施の補助</p> <p>町は、多数の避難住民を受け入れる場合は、第2編第4章第12節で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。また、食料、飲料水、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。</p>	<p>2 交通規制の周知</p> <p>町は、交通規制_____の状況について、_____第2編第3章第3節「避難の指示の周知」に定めた方法により住民や利用者等に周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 避難誘導の実施の補助</p> <p>町は、多数の避難住民を受け入れる場合は、第2編第3章第11節で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。また、食料、飲料水、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。</p>	<p>・県計画との整合 ・章、節の変更</p>
60	<p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>(略)</p> <p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (平成25年内閣府告示第229号)」に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 収容施設の決定方法等</p> <p>避難所については、知事があらかじめ指定した避難所の中から町長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第4章第9節で定めた公営住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>(略)</p> <p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (平成16年厚生労働省告示第343号)」に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 収容施設の決定方法等</p> <p>避難所については、知事があらかじめ指定した避難所の中から町長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第3章第8節で定めた公営住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>・県計画との整合 ・章、節の変更</p>

	<p>(3) 収容施設の運営、維持管理等</p> <p>① 避難所の運営          避難所の運営は、第2編第4章第8節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された町及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 収容施設の運営、維持管理等</p> <p>① 避難所の運営          避難所の運営は、第2編第3章第7節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された町及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するものとする。</p> <p>(略)</p>	
6 1	<p>2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与</p> <p>(2) 応援物資の集積等          町は、第2編第6章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与</p> <p>(2) 応援物資の集積等          町は、第2編第5章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。</p> <p>(略)</p>	・章の変更
6 2	<p>3 医療の提供及び助産</p> <p>武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第7章に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>② 傷病者搬送の手順          第2編第7章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。</p>	<p>3 医療の提供及び助産</p> <p>武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第6章に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>② 傷病者搬送の手順          第2編第6章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第6章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。</p>	・章の変更
6 3	<p>(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達</p> <p>① 医療救護班の編成手順と派遣方法          町は、第2編第7章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医療救護所の設置          町は、第2編第7章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>4 被災者の捜索及び救出</p> <p>(2) 被災地における捜索・救助の実施</p> <p>(略)</p> <p>② 町は、被災情報、捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。</p>	<p>(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達</p> <p>① 医療救護班の編成手順と派遣方法          町は、第2編第5章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医療救護所の設置          町は、第2編第6章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>4 被災者の捜索及び救出</p> <p>(2) 被災地における捜索・救助の実施</p> <p>(略)</p> <p>② _____ 捜索・救助の状況について、逐次県 _____ 対策本部等に連絡し、指示を受ける。</p>	・章の変更 ・県計画との整合



<p>68</p>	<p><u>5</u> NBC攻撃による汚染への対処 (略) <u>(4) 対応時の留意事項</u> <u>① 核兵器等</u> <u>核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。</u> <u>ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線</u> <u>イ 爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線</u> <u>ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線</u> <u>このため、町は、県、警察、消防機関、自衛隊等関係機関と連携して、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力するものとする。</u> <u>(ア) 上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、町は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。</u> <u>(イ) 町は、県、消防機関と連携して、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。</u></p>	<p><u>4</u> NBC攻撃による汚染への対処 (略) <u>新規</u></p>	<p>・県計画との整合</p>
<p>69</p>	<p><u>(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、住民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。</u> <u>(エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア)から(ウ)に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。</u> <u>(オ) 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</u> <u>② 生物兵器</u> <u>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u> <u>ア 町は、県、県警察、自衛隊と連携して、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。</u> <u>イ 町は、県の要請により、県が行う対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、患者の移送に協力する。</u>  <u>③ 化学兵器</u> <u>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</u></p>	<p><u>新規</u></p>	<p>・県計画との整合 ・章の変更</p>



71	<p>第2節 安否確認の収集・提供</p> <p>1 情報の収集</p> <p>(1) 避難施設等において避難住民等から収集する情報 (略)</p> <p>⑩ 照会に対する同意の有無</p> <p>(2) 死亡した住民から収集する情報 (略)</p> <p>⑨ 連絡先の他、必要な情報</p> <p>⑩ 照会に対する同意の有無</p>	<p>第2節 安否確認の収集・提供</p> <p>1 情報の収集</p> <p>(1) 避難施設等において避難住民等から収集する情報 (略)</p> <p>_____</p> <p>(2) 死亡した住民から収集する情報 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・県計画との整合</p>
78	<p>第6編 緊急処理事態対処編 (略)</p> <p>第1章 宮代町が想定する緊急処理事態とその対処措置 (略)</p> <p>1 埼玉県が想定する事態について</p> <p>(1) 多数の人が集合する施設に<u>放射性物質、生物剤及び化学剤</u>が大量散布された事態</p> <p>2 宮代町が想定する事態について</p> <p>町は、本町の地理的、社会的特性等考慮して発生する可能性が高い事態として以下のとおり2つを想定し、この2つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、県が策定した「緊急処理事態対応マニュアル」に準じて「町緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施することとする。</p> <p>(1) 多数の人が集合する施設に<u>毒性物質（サリン）</u>が大量散布された事態</p> <p>(2) <u>多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</u></p>	<p>第6編 緊急処理事態対処編 (略)</p> <p>第1章 宮代町が想定する緊急処理事態とその対処措置 (略)</p> <p>1 埼玉県が想定する事態について</p> <p>(1) 多数の人が集合する施設に<u>毒性物質（サリン）</u>が大量散布された事態</p> <p>2 宮代町が想定する事態について</p> <p>町は、本町の地理的、社会的特性等考慮して発生する可能性が高い事態として以下のとおり2つを想定し、この2つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、県が策定した「緊急処理事態対応マニュアル」に準じて「町緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施することとする。</p> <p>(1) 多数の人が集合する施設に<u>毒性物質（サリン）</u>が大量散布された事態</p> <p>(2) <u>町内の電車等大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態</u></p>	<p>・県計画との整合 ・表現の変更</p>